

形質変更時要届出区域台帳

八王子市

整理番号	整－6－3	指定年月日・指定番号	令和6年(2024年) 8月6日・形－28	所在地	八王子市狭間町1468番35、1468番36の各一部	
調製・訂正年月日	令和6年(2024年)9月10日 調製					
形質変更時要届出区域の概況	事業用地				面積	15.22 m ²
法第14条第3項の規定に基づき指定された形質変更時要届出区域にあっては、その旨				－		
最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった土壌汚染状況調査の結果により指定された形質変更時要届出区域にあっては、その旨、当該試料採取等の対象としなかった深さの位置及び特定有害物質の種類				－		
土壌汚染のおそれの把握等、試料採取等を行う区画の選定等又は試料採取等を省略した土壌汚染状況調査の結果により指定された形質変更時要届出区域にあっては、その旨及び当該省略の理由				－		
汚染の除去等の措置が講じられた形質変更時要届出区域にあっては、その旨及び当該汚染の除去等の措置				－		
第58条第5項第10号から第13号までに該当する区域にあっては、その旨				－		
形質変更時要届出区域内の土壌の汚染状態	報告受理年月日	指定に係る特定有害物質の種類		適合しない基準項目		指定調査機関の名称
	令和6年(2024年)6月19日	鉛及びその化合物		含有量基準 溶出量基準・第二溶出量基準		ユーロフィン日本環境株式会社
				含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
				含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
				含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
土地の形質の変更の実施状況	届出(着手)時期	完了時期	土地の形質の変更の種類	実施者	土壌搬出	汚染土壌の処理方法
	令和6年(2024年)8月26日	令和7年(2025年)1月13日	電気配管工(掘削、埋戻し)	佐藤製薬株式会社	有・無	浄化

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 「形質変更時要届出区域内の土壌の汚染状態」については、土壌その他の試料の採取を行った日、当該試料の測定の結果等を記載した書類を添付すること。

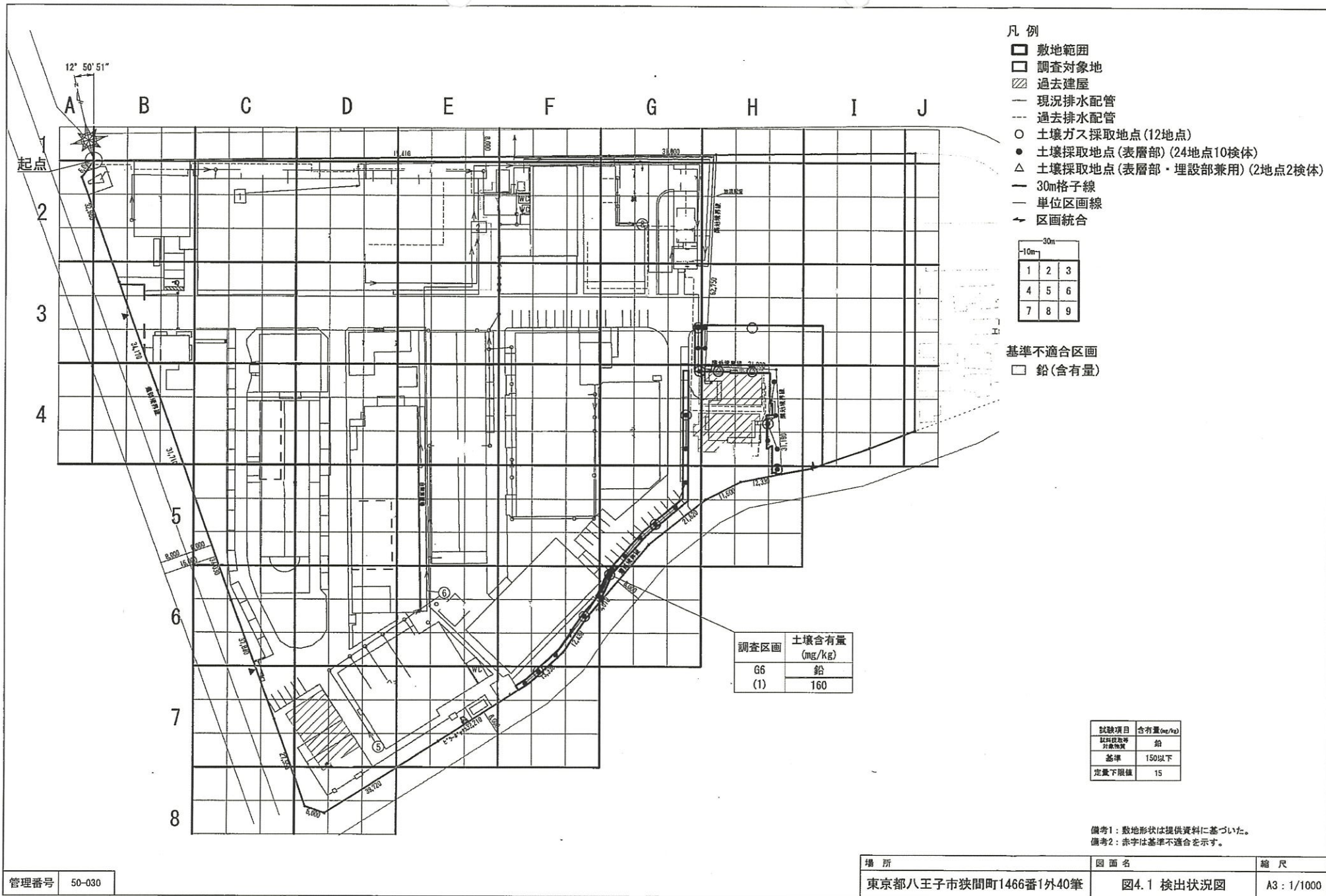


表 4.1 土壌汚染状況調査（表層調査）分析結果一覧表

【第一種特定有害物質】

試料名	F6		F7		G3		G4			G5		G6		H3		H4				H5		判定基準	定量 下限値	
	F6(3,6,8)	F6-6	F7(1,2)	F7-2	G3(6,9)	G3-6	G4(6,9)	G4-3	G4-6	G5 (3,5,6,7,8)	G5-5	G6(1)	G6-1	H3(4,7)	H3-5	H4 (3,5,6,8,9)	H4-1	H4-2	H4-5	H5(3)	H5-3			
計量の対象																								
土壌ガス調査 (vol. ppm)																								
1	クロロエチレン	-	不検出	-	不検出	-	不検出	-	不検出	不検出	-	不検出	-	不検出	-	不検出	-	不検出	不検出	不検出	-	不検出	土壌ガスから 有害物質が 検出されないこと	0.1
2	四塩化炭素	-	不検出	-	不検出	-	不検出	-	不検出	不検出	-	不検出	-	不検出	-	不検出	-	不検出	不検出	不検出	-	不検出		0.1
3	1,2-ジクロロエタン	-	不検出	-	不検出	-	不検出	-	不検出	不検出	-	不検出	-	不検出	-	不検出	-	不検出	不検出	不検出	-	不検出		0.1
4	1,1-ジクロロエチレン	-	不検出	-	不検出	-	不検出	-	不検出	不検出	-	不検出	-	不検出	-	不検出	-	不検出	不検出	不検出	-	不検出		0.1
5	1,2-ジクロロエチレン	-	不検出	-	不検出	-	不検出	-	不検出	不検出	-	不検出	-	不検出	-	不検出	-	不検出	不検出	不検出	-	不検出		0.1
6	ジクロロメタン	-	不検出	-	不検出	-	不検出	-	不検出	不検出	-	不検出	-	不検出	-	不検出	-	不検出	不検出	不検出	-	不検出		0.1
7	テトラクロロエチレン	-	不検出	-	不検出	-	不検出	-	不検出	不検出	-	不検出	-	不検出	-	不検出	-	不検出	不検出	不検出	-	不検出		0.1
8	1,1,1-トリクロロエタン	-	不検出	-	不検出	-	不検出	-	不検出	不検出	-	不検出	-	不検出	-	不検出	-	不検出	不検出	不検出	-	不検出		0.1
9	1,1,2-トリクロロエタン	-	不検出	-	不検出	-	不検出	-	不検出	不検出	-	不検出	-	不検出	-	不検出	-	不検出	不検出	不検出	-	不検出		0.1
10	トリクロロエチレン	-	不検出	-	不検出	-	不検出	-	不検出	不検出	-	不検出	-	不検出	-	不検出	-	不検出	不検出	不検出	-	不検出		0.1
11	ヘンゼン	-	不検出	-	不検出	-	不検出	-	不検出	不検出	-	不検出	-	不検出	-	不検出	-	不検出	不検出	不検出	-	不検出		0.05

【第二種特定有害物質】

試料名	F6		F7		G3		G4			G5		G6		H3		H4				H5		基準値	定量 下限値	
	F6(3,6,8)	F6-6	F7(1,2)	F7-2	G3(6,9)	G3-6	G4(6,9)	G4-3	G4-6	G5 (3,5,6,7,8)	G5-5	G6(1)	G6-1	H3(4,7)	H3-5	H4 (3,5,6,8,9)	H4-1※	H4-2※	H4-5	H5(3)	H5-3			
計量の対象																								
土壌溶出量試験 (mg/L)																								
1	カドミウム	ND	-	ND	-	ND	-	ND	ND	-	ND	-	ND	-	ND	-	ND	ND	ND	-	ND	-	0.003 以下	0.0003
2	六価クロム	ND	-	ND	-	ND	-	ND	ND	-	ND	-	ND	-	ND	-	ND	ND	ND	-	ND	-	0.05 以下	0.005
3	シアン	不検出	-	不検出	-	不検出	-	不検出	不検出	-	不検出	-	不検出	-	不検出	-	不検出	不検出	不検出	-	不検出	-	検出されないこと	0.1
4	水銀	ND	-	ND	-	ND	-	ND	ND	-	ND	-	ND	-	ND	-	ND	ND	ND	-	ND	-	0.0005 以下	0.0005
5	セレン	ND	-	ND	-	ND	-	ND	ND	-	ND	-	ND	-	ND	-	ND	ND	ND	-	ND	-	0.01 以下	0.001
6	鉛	ND	-	ND	-	ND	-	ND	ND	-	ND	-	ND	-	ND	-	ND	ND	ND	-	0.003	-	0.01 以下	0.001
7	砒素	ND	-	ND	-	ND	-	ND	ND	-	ND	-	ND	-	ND	-	ND	ND	ND	-	ND	-	0.01 以下	0.001
8	ふっ素	ND	-	0.09	-	ND	-	0.14	0.09	-	0.17	-	0.21	-	0.08	-	0.09	ND	ND	-	0.14	-	0.8 以下	0.08
9	ほう素	ND	-	ND	-	ND	-	ND	ND	-	ND	-	ND	-	ND	-	ND	ND	ND	-	ND	-	1 以下	0.1
土壌含有量試験 (mg/kg)																								
1	カドミウム	ND	-	ND	-	ND	-	ND	ND	-	ND	-	ND	-	ND	-	ND	ND	ND	-	ND	-	45 以下	4.5
1	六価クロム	ND	-	ND	-	ND	-	ND	ND	-	ND	-	ND	-	ND	-	ND	ND	ND	-	ND	-	250 以下	25
2	シアン	ND	-	ND	-	ND	-	ND	ND	-	ND	-	ND	-	ND	-	ND	ND	ND	-	ND	-	50 以下	5
3	水銀	ND	-	ND	-	ND	-	ND	ND	-	ND	-	ND	-	ND	-	ND	ND	ND	-	ND	-	15 以下	1.5
4	セレン	ND	-	ND	-	ND	-	ND	ND	-	ND	-	ND	-	ND	-	ND	ND	ND	-	ND	-	150 以下	15
5	鉛	34	-	43	-	21	-	ND	19	-	ND	-	160	-	34	-	19	35	ND	-	19	-	150 以下	15
6	砒素	ND	-	ND	-	ND	-	ND	ND	-	ND	-	ND	-	ND	-	ND	ND	ND	-	ND	-	150 以下	15
7	ふっ素	ND	-	ND	-	ND	-	ND	ND	-	ND	-	120	-	ND	-	ND	ND	ND	-	ND	-	4000 以下	100
8	ほう素	ND	-	ND	-	ND	-	ND	ND	-	ND	-	ND	-	ND	-	ND	ND	ND	-	ND	-	4000 以下	100

備考 1：基準値は「法施行規則」で定める土壌溶出量基準及び土壌含有量基準を示す。

備考 2：「ND」は定量下限値未満を示す。

備考 3：試料名のうち、「※」表示した試料については、同上地点で「配管下」の試料も対象としたかったが、設置深度を明らかにすることができなかったことから表層からの試料と兼用した。

備考 4：赤字は、基準不適合を示す。

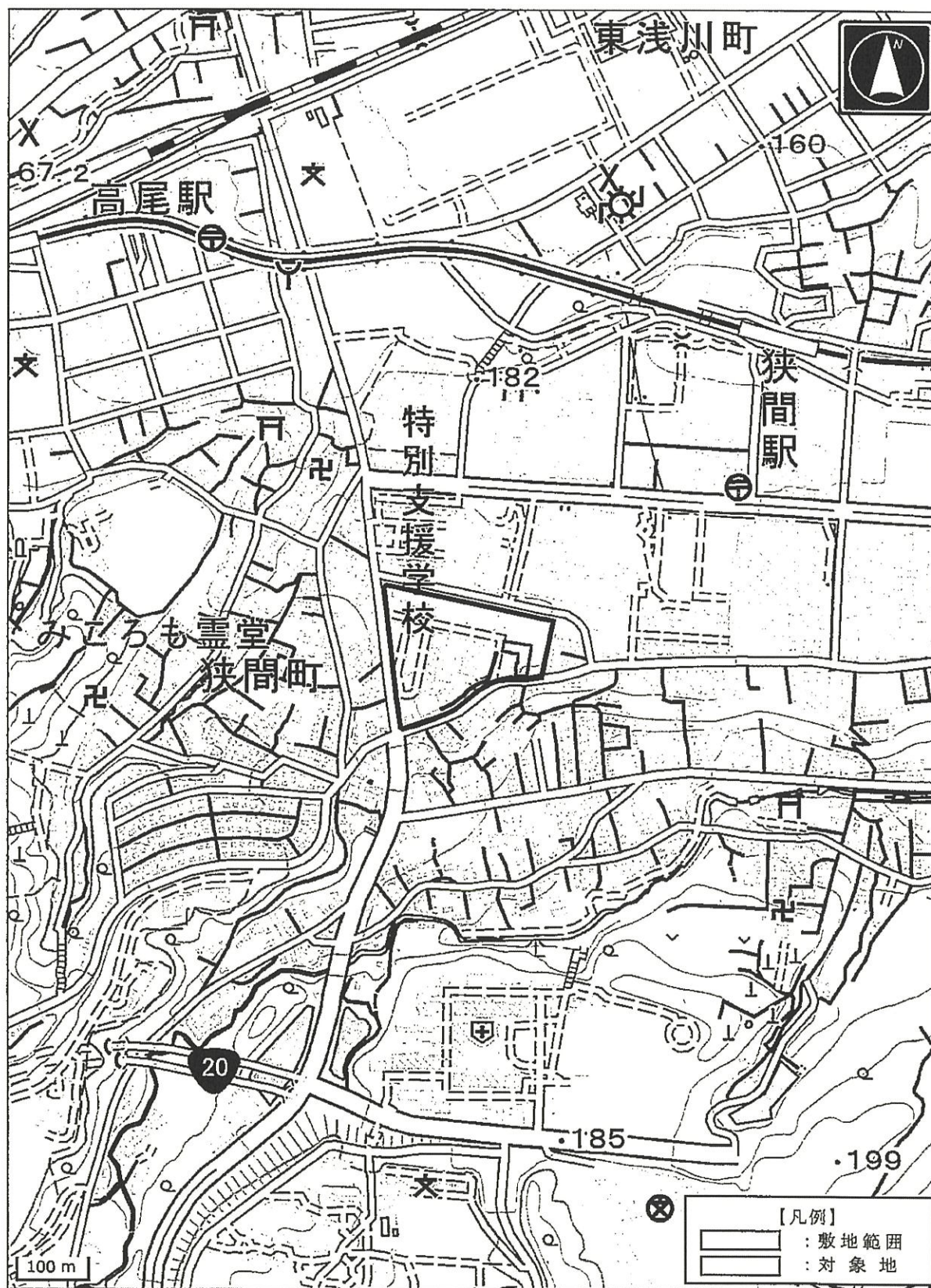


図1-3.1 調査対象地案内図
 (出典：国土地理院の電子地形図 (タイル) を利用)

分類	調査対象物質	含有量調査						
		基準 (mg/kg)	調査 区画数	最深 調査 深度(m)	最大 濃度 (mg/kg)	最大 汚染 深度 (m)	基準 超過 地点数	試料 採取等 の省略
(特定 有害 物質 等) 第二種	カドミウム及びその化合物	45	26		ND		0	無
	シアン化合物	50	26		ND		0	無
	鉛及びその化合物	150	26		160		1	無
	六価クロム化合物	250	26		ND		0	無
	砒素及びその化合物	150	26		ND		0	無
	水銀及びその化合物	15	26		ND		0	無
	セレン及びその化合物	150	26		ND		0	無
	ほう素及びその化合物	4000	26		ND		0	無
	ふっ素及びその化合物	4000	26		120		0	無
基準不適合範囲の面積 ⁽²⁾ (m ²)		15.22						
汚染原因		特定又は推定ができなかった。						
備考	土壌汚染の存在するおそれが多いと認められる範囲					3区画		
	土壌汚染の存在するおそれが少ないと認められる範囲					23区画		
	基準不適合範囲の地番					八王子市狭間町1468番35の一部、1468番36の一部		
	濃度範囲の数値の着色は基準不適合又は第二溶出量基準不適合であることを示す。							

●区画数は、調査対象地内の単位区画(10mメッシュ)の合計数を記載ください。

①30mメッシュの調査(一部調査対象区画の調査)を行った範囲については9区画、自然由来特別調査を行った範囲についてはその間の対象区画数として計算してください。

②第一種特定有害物質の溶出量調査で代表地点でボーリングを行った場合は、ガス検出範囲を含めた区画数で計算してください。

③統合された区画は1区画と数えてください。

④土壌汚染の存在するおそれがないと認められる範囲の区画数は含めないでください。

⑤全体の調査範囲に対し、分割して報告書を作成している場合、原則、当報告書で報告する範囲の区画数でまとめてください。

注)1 第二種特定有害物質及び第三種特定有害物質の詳細調査の結果を報告する場合は、Ⅲ-11を参考にして作成してください。なお、詳細調査結果は、法に基づく調査の場合は第7条第1項又は第12条第1項、条例に基づく調査の場合は第117条第3項の届出で報告してもかまいません。(第一種特定有害物質の深度調査については、Ⅲ-9に記入してください。)

注)2 土壌ガス等を検出しボーリング調査を実施した場合には、ボーリング調査結果も踏まえて基準不適合範囲の面積を記入してください。

4. 調査結果概要

※1 調査結果一覧表を 別紙3-1の表4.1に示す。 に示す。

※2 調査結果総括図を 別紙3-1の図4.1に示す。 に示す。

試料採取日	ガス採取		令和5年12月11日	
	土壌採取		令和5年12月11日～令和5年12月12日	
	地下水	代表地点		
		対象地境界		

分類	調査対象物質	土壌ガス					土壌ガス(地下水)				
		基準 (ppm) *	調査 区画数	最大 濃度 (ppm)	ガス 検出 地点数	試料 採取等 の省略	基準 (mg/l)	調査 区画数	測定 結果 (mg/l)	基準 超過 地点数	試料 採取等 の省略
(揮発性有機化合物)	トリクロロエチレン	0.1	26	不検出	0	無	0.01				
	テトラクロロエチレン	0.1	26	不検出	0	無	0.01				
	ジクロロメタン	0.1	26	不検出	0	無	0.02				
	クロロエチレン	0.1	26	不検出	0	無	0.002				
	四塩化炭素	0.1	26	不検出	0	無	0.002				
	1, 2-ジクロロエタン	0.1	26	不検出	0	無	0.004				
	1, 1-ジクロロエチレン	0.1	26	不検出	0	無	0.1				
	1, 2-ジクロロエチレン	0.1	26	不検出	0	無	0.04				
	1, 1, 1-トリクロロエタン	0.1	26	不検出	0	無	1				
	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.1	26	不検出	0	無	0.006				
	1, 3-ジクロロプロペン	0.1	0				0.002				
	ベンゼン	0.05	26	不検出	0	無	0.01				

分類	調査対象物質	基準 (mg/l) *	溶出量調査					代表地点における 地下水調査				対象地境界における 地下水調査				
			調査 区画数	最深 調査 深度 (m) ≧1	最大 濃度 (mg/l)	最大 汚染 深度 (m) ≧1	基準 超過 地点数	試料 採取等 の省略	調査 区画数	最大 濃度 (mg/l)	基準 超過 地点数	試料 採取等 の省略	調査 区画数	最大 濃度 (mg/l)	基準 超過 地点数	試料 採取等 の省略
(第一種特定有害物質) 揮発性有機化合物	トリクロロエチレン	0.01	0													
	テトラクロロエチレン	0.01	0													
	ジクロロメタン	0.02	0													
	クロロエチレン	0.002	0													
	四塩化炭素	0.002	0													
	1, 2-ジクロロエタン	0.004	0													
	1, 1-ジクロロエチレン	0.1	0													
	1, 2-ジクロロエチレン	0.04	0													
	1, 1, 1-トリクロロエタン	1	0													
	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006	0													
(第二種特定有害物質) 重金属等	1, 3-ジクロロプロペン	0.002	0													
	ベンゼン	0.01	0													
	カドミウム及びその化合物	0.003	26		ND		0	無								
	シアン化合物	0.1	26		不検出		0	無								
	鉛及びその化合物	0.01	26		0.003		0	無								
	六価クロム化合物	0.05	26		ND		0	無								
	砒素及びその化合物	0.01	26		ND		0	無								
	水銀及びその化合物	0.0005	26		ND		0	無								
	セレン及びその化合物	0.01	26		ND		0	無								
	ほう素及びその化合物	1	26		ND		0	無								
(第三種特定有害物質) 農薬等	ふっ素及びその化合物	0.8	26		0.21		0	無								
	有機燐化合物	0.1	0													
	ポリ塩化ビフェニル	0.0005	0													
	チウラム	0.006	0													
	シマジン	0.003	0													
	チオベンカルブ	0.02	0													

*基準値の斜字 :の基準は、「不検出」を示す。

3-2. 地下水調査方法

※第一種特定有害物質では、土壌ガス調査ですべての調査対象物質が検出されなかった。また、第二種特定有害物質における土壌溶出量調査についても溶出量基準に不適合となる調査対象物質は確認されなかった。

※調査地点位置図を

に示す。

現地試料採取期間	代表地点		
	対象地境界		
室内分析期間	代表地点		
	対象地境界		
代表地点	地下水採取等対象物質と地下水採取を行う位置の選定(平面)		
	地下水採取等対象物質と地下水採取を行う深さの選定(断面)		
対象地境界	地下水採取等対象物質と地下水採取を行う位置の選定(平面)		
	地下水採取等対象物質と地下水採取を行う深さの選定(断面)		
地下水試料採取方法			

3. 調査方法				
3-1. 土壌調査方法				
※調査地点位置図を 別紙3-1の図2-3.1				に示す。
現地試料採取 期間	ガス採取	令和5年12月11日		
	土壌採取	令和5年12月11日～令和5年12月12日		
室内分析期間	令和5年12月12日～令和5年12月21、令和5年12月28日～令和6年1月16			
試料採取等対 象物質と試料 採取を行う区 画の選定	全部対象区画	調査対象地のうち、過去の建屋(品質管理棟)では、特定有害物質を使用等していたことから、当該建物が設置されていた範囲、さらに当該建物からの過去排水配管(工場排水)経路について全部対象区画とした。		別紙3-1 2-3項 図2-3.1
	一部対象区画	調査対象地のうち、全部対象区画、さらに平成30年に佐藤製薬株式会社が新規で所有した地番1466番1、1466番2のみからなる単位区画以外を一部対象区画とした。		
第一種特定有 害物質の土壌 ガス採取方法	全部対象区画	全部対象区画は、単位区画毎に、土壌汚染のおそれが多いと認められる部分で現地表から0.8～1mの深度の地中において土壌ガスを採取した。		別紙3-1 2-3項 3-1項
	一部対象区画	一部対象区画は、30m格子の中心を含む単位区画、また30m格子の中心を含む単位区画が調査対象地内にない場合は、30m格子内にある一部対象区画のうち、いずれか1区画を調査区画とし、現地表から0.8～1mの深度の地中において土壌ガスを採取した。		別紙3-1 2-3項 3-1項
	一部対象区画において土壌ガスが検出された30m格子	特になし		
	トラベルブランク試験の有無	有		
	値の補正の有無	無		
		濃度の増減は±		
第一種特定有害物質のボーリングによる試料採取方法		ガス不検出のため、ボーリングは未実施。		別紙3-1 表4-1
		帯水層底面が確認された深度		
		m		
第二種、第三 種特定有害物 質の試料採取 方法	全部対象区画	・全部対象区画は、単位区画毎に、「現地表面」(表層)又は汚染のおそれが生じた場所の位置が明らかでない場合は、コアカッターでコンクリート等の被覆部を除去した後、砕石等を除いた土壌表面を表層とし、表層から深さ5cmまでの土壌と深さ5cmから50cmまでの土壌をそれぞれ採取し、これを土壌試料とした。 ・配管下(埋設部)のように地表面(表層)より深い場合の試料採取については、各試料採取地点において、埋設物下に該当する深度から50cmまでの土壌を均等に採取し、これを土壌試料としたかったが、今回の調査では埋設深度を明らかにすることができなかったことから、地表面(表層)からの試料と兼用した。		別紙3-1 2-3項 3-2項
	一部対象区画	一部対象区画は、各30m格子内に設定される一部対象区画数が5区画以下であったことから、そのすべての区画を調査区画に設定した。 表層から深さ5cmまでの土壌と深さ5cmから50cmまでの土壌を等量混合して、一部対象区画の土壌は、さらに各30m格子で採取した試料を1つに等量混合して分析試料とした。		

土壌汚染のおそれの区分の分類(平面)	土壌汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地	調査対象地のうち、過去の建屋(品質管理棟)では、特定有害物質を使用等していたことから、当該建物が設置されていた範囲、さらに当該建物からの過去排水配管(工場排水)経路。		別紙3-1 1-5項 2-1項 図2-2.1
	土壌汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地	調査対象地のうち、上記の「汚染土壌が存在するおそれが比較的多いと認められる土地」、「汚染土壌が存在するおそれが少ないと認められる土地」以外の土地は、「汚染土壌が存在するおそれが少ないと認められる土地」(以下「一部対象区分地(別名 第二調査区分地)」という。)に分類した。		
	土壌汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地	敷地範囲のうち、東側の地番1466番1、1466番2については、佐藤製薬株式会社とは別の事業者(北栄工業株式会社、他)が確認され、平成4年から平成30年は、八王子健康ランドふろっぴを主体とした土地利用が確認された。平成30年に八王子健康ランドふろっぴが閉店した後、佐藤製薬株式会社が新規で地番1466番1、1466番2を取得したことが確認された。 東側の地番1466番1、1466番2では、八王子健康ランドふろっぴの解体工事に伴い土壌汚染状況調査が実施されており、「土壌汚染は確認されなかった」として報告書(30環多改土第78号)が提出されていた。佐藤製薬株式会社は、土地取得後に緑化のみの土地利用であり、特定有害物質の取り扱いはないことが確認された。令和3年にカドミウム、トリクロロエチレンの基準見直しが行われたが、既往調査の結果は、見直し後の基準に適合していたことを確認した。 調査対象地のうち、2018年(平成30年)に佐藤製薬株式会社が新規で所有した地番1466番1、1466番2の範囲については、「汚染土壌が存在するおそれが少ないと認められる土地」(以下「その他の区分地」という。)に分類した。		
汚染のおそれが生じた場所の位置(断面)	現地表面の汚染のおそれの有無とその理由	有	佐藤製薬株式会社が事業活動を行っている「現地表面」(表層)を汚染のおそれが生じた場所の位置とした。	別紙3-1 2-2項 図2-2.1
	現在の地表より深い位置の汚染のおそれの有無とその理由及び深度	有	特定有害物質を使用等していた過去の建屋(品質管理棟)からの過去排水配管(工場排水)が埋設されていたことから、埋設配管下を汚染のおそれが生じた場所の位置とした。	

既往調査・対策の経緯	有	敷地範囲のうち、東側の地番1466番1、1466番2については、佐藤製薬株式会社とは別の事業者（北栄工業株式会社、北上工業株式会社、北上通信有限会社、日本グレーディング工業株式会社、KK立川無線計器製作所、株式会社府中製作所八王子工場等）が確認され、平成4年以降は、八王子健康ランドふろっぴィを主体とした土地利用が確認された。平成30年に八王子健康ランドふろっぴィが閉店した後、佐藤製薬株式会社が新規で地番1466番1、1466番2を取得したことが確認された。 東側の地番1466番1、1466番2では、八王子健康ランドふろっぴィの解体工事に伴い土壌汚染状況調査が実施されており、「土壌汚染は確認されなかった」として報告書（30環多改土第78号）が提出されていた。	
その他の経緯	無		
汚染のおそれとその由来	●	人為由来による汚染のおそれがある （おそれを否定できない） 自然由来による汚染のおそれがある 水面埋立て用材料による汚染のおそれがある	別紙3-1 1-5項
試料採取等対象物質の種類とその理由	クロロエチレン	分解生成物	
	四塩化炭素	品質管理業務で使用	
	1,2-ジクロロエタン	品質管理業務で使用	
	1,1-ジクロロエチレン	分解生成物	
	1,2-ジクロロエチレン	分解生成物	
	ジクロロメタン	品質管理業務で使用	
	テトラクロロエチレン	品質管理業務で使用	
	1,1,1-トリクロロエタン	品質管理業務で使用	
	1,1,2-トリクロロエタン	品質管理業務で使用	
	トリクロロエチレン	品質管理業務で使用	
	ベンゼン	品質管理業務で使用	
	カドミウム及びその化合物	品質管理業務で使用	
	六価クロム化合物	品質管理業務で使用	
	シアン化合物	品質管理業務で使用	
	水銀及びその化合物	品質管理業務で使用	
	セレン及びその化合物	品質管理業務で使用	
	鉛及びその化合物	品質管理業務で使用	
	砒素及びその化合物	品質管理業務で使用	
	ふっ素及びその化合物	品質管理業務で使用	
	ほう素及びその化合物	品質管理業務で使用	
備考			

(法、条例共通)

土壌汚染状況調査結果報告シート

技術管理者確認欄

1. 調査概要			
調査対象地	住居表示	八王子市 狹間町1468番地	別紙3-1 表1-3.1
	地番	八王子市 狹間町1466番1、1466番2、1467番、1468番31、1468番32、1468番33、1468番34、1468番35、1468番36、1468番37、1468番38の各一部	
今回報告範囲 ※全体の調査対象地に対し、分割して報告する場合			
用途地域	工業地域		別紙3-1 表1-3.1
今回調査対象地面積	1,153.84 m ²		別紙3-1 表1-3.1
深度限定の有無	無		
指定調査機関名	ユーロフィン日本環境株式会社 東京事業所		
指定調査機関の指定番号	2003-8-2020		
技術管理者名			
技術管理者証の交付番号			
準拠法令等	● 土壌汚染対策法(平成14年法律第53号) ● 同法施行令(平成14年政令第336号)、同法施行規則(平成14年環境省令第29号) ● 土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン(最新版 環境省水・大気環境局土壌環境課) ● 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号) ● 東京都土壌汚染対策指針(平成31年4月1日施行)		

2. 地歴調査結果概要(調査対象地の土壌汚染のおそれの把握)			
有害物質取扱事業場の設置履歴	有	・敷地範囲では、土地利用の履歴等調査の結果より、大正14年から昭和33年の地形図、空中写真によると農地(桑畑、畑)を主体とした土地利用であった。 ・昭和36年からは、敷地範囲の一部で佐藤製薬株式会社 八王子工場が稼働を開始した。現在まで八王子工場として利用されている。 ・昭和60年の住宅地図によると、佐藤製薬株式会社の敷地範囲のうち、南西部の一部に新進株式会社 八王子工場の表示が確認された。新進株式会社は、佐藤製薬株式会社の関連会社であり、主に医療医薬品の販売を行っていたとのことであったが、特定有害物質の取り扱いについては詳細を把握することはできなかった。ただし業種から、佐藤製薬株式会社以上に特定有害物質を取り扱っていた可能性は低いと考えられる。	
特定有害物質の使用状況とその形態		・佐藤製薬株式会社では、特定有害物質を取り扱っていた。四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、ベンゼン、カドミウム、六価クロム、シアン、水銀、セレン、鉛、砒素、ふっ素、ほう素を品質管理業務で使用等している。 ・新進株式会社(佐藤製薬株式会社の関連会社)については、不明であった。	
地表の高さの変更(盛土、埋土等)の経緯	無		